

入札説明書

令和 4 年 1 月 18 日
社会福祉法人伊集の木会
理 事 長 黒潮 武嗣

社会福祉法人 伊集の木会「複合型社会福祉施設（仮称）新川学園 新築工事」に係る入札
公告に基づく入札については、別に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1、入札日程等

- (1) 公 告 日 令和 3 年 12 月 24 日 (金)
- (2) 応募締切日時 令和 4 年 1 月 6 日 (木) 15 時まで
- (3) 設計図書等配布日 令和 4 年 1 月 18 日 (火)
※東設計工房よりメールにて配布いたします
- (4) 質疑書提出日時 令和 4 年 2 月 4 日 (金) 12 時まで
※質疑回答日時 令和 4 年 2 月 10 日 (木) 17 時まで
※質疑書は、エクセル形式にて記載のこと。(様式有)
- (5) 参考見積書提出日時 令和 4 年 2 月 18 日 (金) 17 時まで ※下記参照
- (6) 入 札 日 令和 4 年 2 月 24 日 (木) 13 時 30 分 那覇学園 4 階
※即日開札、工事費内訳明細書提出
- (7) 契約予定日 令和 4 年 2 月 28 日 (月) 予定

2、参考見積書

- (1) 参考見積書には、商号又は名称及び代表者氏名を明記し、押印してください。
- (2) 工事費仕訳書、様式は任意です。
- (3) 消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額」）を含んでいるか消費税額等を除
いているかを明記してください。（消費税額等の料率は 10%とします。）
- (4) この依頼は、無料でご協力をお願いするものです。
- (6) 提出期間 : 令和 4 年 2 月 18 日(金) 17 時まで
提出方法 : 持参又は郵送お願いします。

提出場所・問合せ先 〒902 - 0061 那覇市字古島 6 番地 1 4 階

社会福祉法人 伊集の木会 担当者：神谷・金城

電話：098 - 862 - 4747 FAX：098 - 943 - 4855

E-mail : ijunokikai@bz04.plala.or.jp

※問い合わせは原則メールにてお願いします。

3、落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した業者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。ただし、工事費内訳明細書の内容を2月25日(金)までに当法人及び設計事務所が図面の内容と比較して積算内容が適正（各工事項目の数量・単価が明確である）と認められた業者とする。なお、工事費内訳明細書の内容に不備があった場合は、当該内訳書を提出した業者の入札を原則無効とする。無効となった業者へは、その理由を文書にて通知する。
- (2) 予定価格の範囲以内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。（入札は3回までとする）
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
 - ① 希望者に契約締結の意思がある場合（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）
 - ② 再度入札において、入札に応じるものが1者のみとなった場合。
 - 条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格等の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
 - 条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
 - 条件3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。
 - 条件4. 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、当法人及び業者が署名（捺印）すること。
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

4、入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。本人である場合は名刺を提出する。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加にあたっては入札日当日に入札金額に応じた工事費内訳明細書を提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (6) 入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しない。

(7) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。

- ①入札に参加する資格のない者がした入札
- ②郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- ③不備な工事費内訳明細書を提出した者が入札
- ④談合その他不正行為があったと認められる入札
- ⑤虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者が入札
- ⑥入札後に辞退を申し立て、その申し立を受理された者がした入札
- ⑦次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ 2 以上の入札書を提出した者、又は 2 以上の者の代理をした者
- ⑧前項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者が入札

5、契約方法等

- (1) 様式契約に関する民間（七会）連合協定工事請負契約約款委員会に準拠する。
（必要に応じた補正を行うこと）
- (2) 契約保証金の徴収は免除する
- (3) 工事履行保障措置は、工事履行保証保険（工事請負額の 10 分の 1 以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (4) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合は従うこと。
- (5) 一括下請負契約を行わないこと。
- (6) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた 1 週間以内とし、1 週間以内に契約の締結ができない場合は、再入札とする。
- (7) 落札決定から本契約までの間に沖縄県及び県内自治体の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第 2 条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする）。
- (8) 請負代金の支払い時期に関しては、令和 3 年度沖縄県社会福祉施設整備費補助金等による交付時期を目安とし、本年度工事出来高 20%以上を確保する事とし、令和 4 年度支払金は 請負代金の 30%程度、残金支払いは、竣工後補助金交付時とする。